

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>改正の背景として、外国人技能実習制度において、監理団体が実習実施者から徴収した監理費の実態を一層的確に把握するため、監理団体に提出を義務づけている事業報告書に監理費の徴収実績をより詳細に記載させる等の措置を講ずる必要があると記載されているが、肝心の理由が書かれていないのではないか。改正趣旨を示していただきたい。また、周知するときは当該改正の趣旨を明確に提示願いたい。</p>	<p>現行の事業報告書の様式からは、監理費の具体的な費用の内訳などその詳細について把握することが困難であり、事業報告書において、監理団体による監理費の徴収が適切に行われているか否か等の監理事業の実態を必ずしも十分確認できていなかったところ、今般の省令改正は技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を一層図る観点から監理費の内訳等の詳細を把握し、適切な監理事業が行われているか等をより正確に確認することを目的に改正するものとなります。また、改正省令の公布・施行に当たっては、改正の趣旨を明確にお示しするとともに、各種用語の定義や算出方法などを記載した作成要領を作成し、公表するよう努めてまいります。</p>
2	<p>本改正案の背景によると「監理費の実態を一層的確に把握するため」となっているが、的確に把握する必要性は説明されていない。これにより得られる効果について説明いただきたい。そもそも、監理団体は営利を目的としてはならず、利益が出た場合は組合員に返還しなければならない。その結果、利益剰余金をプールできていないのが現状である。しかし、今般のコロナ禍により多くの監理団体が赤字状態になり、利益剰余金をプールできていないことで監理団体の経営が危ぶまれている。国の利益を認めない指導により、監理団体が潰れ、多くの技能実習生が路頭に迷うことになれば、国や外国人技能実習機構が責任を取ってくれるわけではない。監理団体の経営及び技能実習生の保護の観点から、ある程度の利益を出すことを認めていただきたい。したがって、監理費管理簿の目的が利益を出すことを抑止する目的であるのならば、監理費管理簿の意味合いは薄れ、廃止するべきである。また、多くの監理団体は技能実習生共同受入事業を主体としており、収入の大半は監理費からである。事業年度末に決算書を提出しており、この決算書を確認すれば監理団体の収支について十分に確認できる。</p> <p>また、本改正案のような詳細な内訳を求めることは、会計上不可能であり、監理費管理簿作成の意味と目的の乖離が大きすぎる。十分な説明がされないまま本改正案を施行することは、いたずらに事務処理を増大させ、監理団体の負担を増やすだけである。現在、監理団体によって徴収実績の作成方法が違っており、全国で統一された報告になっていないと思われる。もし改正されるのであれば国が入力ソフト等を作成してもらいたい。</p> <p>以上の点から、より詳細な内訳を求めることはもとより、監理費管理簿の廃止を検討いただきたい。</p>	<p>技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護をより一層図るためには、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「法」という。）に則った適正な監理費の徴収及び支出の確認を含めた監理事業の実態把握が必要となります。しかしながら、現行の事業報告書の様式からは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。）第37条に規定する監理費の具体的な費用の内訳などについて、把握することが困難であった点を踏まえ改正するものとなります。</p> <p>また、法第28条第2項は、監理団体が実習実施者等から監理費を徴収するに当たっては、用途及び金額を明示することが求められていることに照らせば、事業報告書において監理費の内訳を求めることは可能であり、監理費管理簿作成の意味や目的に叶っていると考えております。</p> <p>本改正で新たに追加した別紙様式については、御負担軽減等の観点から、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表するエクセルファイル形式の事業報告書様式を使用し、作成が義務付けられている「監理費管理簿」を御参照の上、各費用等を入力いただければ、「技能実習生1名当たりの監理費の額」等の一部の項目については自動で入力されるようにすることを想定しております。</p> <p>また、各種用語の定義や算出方法などを記載した作成要領を作成し公表することにより、可能な限り混乱が生じないよう努めてまいります。</p> <p>なお、監理費管理簿等に係る御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>現行の様式で監理費の明細は確認できることから、改正は不要ではないか。</p> <p>現場の負担を増やすのではなく、簡素化するように見直していただきたい。</p> <p>改正案にある監理費徴収実績の報告書を作成するには、会計処理がさらに煩雑になり、この報告書のためだけに別途処理をする必要が発生するため、現状の経理の業務時間内では不可能である。この処理のために人件費を増額することは、結果的に実習実施機関の負担をさらに増やすこととなるため、この改正案には反対である。</p>	<p>技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護をより一層図るためには、監理事業の実態を把握する必要があります。しかしながら、現行の事業報告書の様式からは、監理費の具体的な費用の内訳などその詳細について、把握することが困難であった点を踏まえ改正するものとなります。</p> <p>本改正で新たに追加した別紙様式については、御負担軽減等の観点から、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表するエクセルファイル形式の事業報告書様式を使用し、作成が義務付けられている「監理費管理簿」を御参照の上、各費用等を入力いただければ、「技能実習生1名当たりの監理費の額」等の一部の項目については自動で入力されるようにすることを想定しております。</p> <p>また、各種用語の定義や算出方法などを記載した作成要領を作成し公表することにより、可能な限り混乱が生じないよう努めてまいります。</p>

4	<p>①技能実習生(1号、2号、3号)に係る監理費の支払いは、数人から数十人単位で同時に発生しますが、1号、2号、3号で、それぞれ人数が異なり、費用細目で設定されている「講習(特に入国後講習)に要する費用」「監査に要する費用」「訪問指導に要する費用」「実習生からの相談・支援費用」等、監理団体の職員を介して実行される項目に係る実際の経費は、監理団体職員の稼働により賄われるが、実費の支出は、職員の給与(月給制)によるものが大半で、入国後講習の講師の費用や組合の件費は同額となっている。こうした場合、同時入国する技能実習生の人数割で計算することになり、監査指導費の全ては、企業に在籍する実習生数や企業までの距離で変わってくるため都度金額が変わることになるところ、こうしたケースではどのように改正様式に記載すべきか。</p> <p>②改正様式で分類されている費用項目を算出するため、これらの実費支出を仔細かつ正確に計算しようとした場合、職員の給与を費目ごとに区分する必要があることから、職員の稼働時間を厳密に分類しなければならない。稼働に要した人件費を設定されている費目ごとに正確に案分計算することは、非常に複雑であり、計算に多大な時間と労力を要することになる。煩雑な手続きは、制度の普及の妨げとなる可能性がある。</p> <p>上記①及び②のような場合に、どのように算出することが妥当なのか算出方法がわからない点がある。</p> <p>一般的に、費用細目別に案分する方法が考えられるが、監理団体毎に案分方法が異なることも想定されることから、算出基準を設定し、算出方法そのものを統一する必要がある。制度を定着・普及させるには、明快な算出基準や算出方法の公表が必須と考える。</p>	<p>①第1号～3号技能実習の実習監理に係る監理費の徴収、支出を区分して確認することは、監理事業の実態を把握する上で重要であると考えますが、御指摘のように記載が困難となるケースも想定されるため、本改正において、改正事項としないこととしました。また、本改正で新たに追加した別紙様式については、外国人技能実習機構のホームページにおいて、エクセルファイル形式の事業報告書様式を公表するとともに、各種用語の定義や算出方法などを記載した作成要領を作成し公表するよう努めてまいります。</p> <p>②御指摘の件費については、本件改正以降、1名の職員が複数の業務を兼任している場合、その方が従事する業務の割合に応じて、各費用ごとの件費を算出いただくことを考えております。</p> <p>さらに、本改正を踏まえて、御指摘の点も含め具体的な算出方法などを記載した作成要領を作成し公表することにより、可能な限り混乱が生じないよう努めてまいります。</p>
5	<p>このような、監理団体の担当者の負担を増やすだけとしか到底思えないような様式改正はやめていただきたい。細かくしたところで、請求書等で内容の精査を行わないのであれば、虚偽の報告が増えるだけではないか。このような表を扱う場合、記入様式がワード形式では数字を電卓で計算することになる。できればシステム上で入力できるようになれば、技能実習機構の方もわざわざ入力する必要はなく、監理団体がシステム上に入力したものをチェックするだけとなり、負担軽減及び紙媒体の廃止により紙資源の節約にもつながるのではないか。</p>	<p>本改正で新たに追加した別紙様式については、御負担軽減等の観点から、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表するエクセルファイル形式の事業報告書様式を使用し、作成が義務付けられている「監理費管理簿」を御参照の上、各費用等を入力いただければ、「技能実習生1名当たりの監理費の額」等の一部の項目については自動で入力されるようにすることを想定しております。</p> <p>また、各種用語の定義や算出方法などを記載した作成要領を作成し公表することにより、可能な限り混乱が生じないよう努めてまいります。</p>
6	<p>①1号2号3号別に区分けする意図は何なのか。</p> <p>②用語の定義を明確にして欲しい。</p> <p>③人数把握はどうすればよいか。月別の延べ人数となるのか。その場合の明示方法はどのようになるのか。また、年度の途中で入国・号の変更がある場合はどのようにして把握するのか。</p> <p>④定期費用と不定期費用の区分けはどのように行うのか。</p> <p>⑤多くの監理団体は、いわゆるサブスクで月額の費用を徴収し必要な支払いをしていることから、徴収段階で要素別の把握をすることは意味がないのではないか。大事なのは、用途であるため、従来通り徴収した費用の使用だけで良いのではないか。</p> <p>⑥費用の中で実費徴収的な要素がある(その他費用は多くが該当する。)が、このような費用は監理費として徴収ではなく、必要経費として実費徴収するので、監理費の内訳には馴染まないのではないか。</p>	<p>①第1号～3号技能実習の実習監理に係る監理費の徴収、支出を区分して確認することは、監理事業の実態を把握する上で重要であると考えますが、御指摘のように記載が困難となるケースも想定されるため、本改正において、改正事項としないこととしました。</p> <p>②用語等の定義については、外国人技能実習機構のホームページにおいて、各種用語の定義や算出方法などを記載した作成要領を公表することにより、可能な限り混乱が生じないよう努めてまいります。</p> <p>③定期費用を徴収した技能実習生数については、算出方法の統一、負担軽減等の観点から、年度途中に入国した者を含め、報告年度内に実習監理をし、監理費の徴収対象となった技能実習生の実数を計上し、年度内に号の変更があった場合でも、二重に計上しないようにしていただくことを想定しています。また、不定期費用を徴収した技能実習生数については、上述の方法により算出した技能実習生の実数のうち、当該費用を徴収した技能実習生数を計上し、「②徴収した技能実習生数」にそれぞれ記載いただくことを想定しております。</p> <p>④「定期費用」については、監理団体が実習実施者から、定期的に徴収する監理費(監理団体において立て替えたものを事後に分割して定期に渡って徴収する場合が想定されます。)のことを指し、「不定期費用」については、監理団体が実習実施者から、「定期費用」以外に、費用の発生ごとに徴収する監理費を指します。</p> <p>⑤監理費の徴収に係る各費目ごとの内訳については、本件改正で新たに追加するものではありませんが、監理費については、技能実習法上、実習実施者に対し、あらかじめ用途及び金額を示した上で徴収することができることと規定されていることから、監理費の実態把握に当たって、徴収時点での内訳も必要であると考えています。</p> <p>⑥事業報告書に記載いただく監理費とは、監理事業に必要な経費として、あらかじめ用途及び金額を明示して実習実施者等から徴収するものを指すため、御指摘の「必要経費」が監理事業に必要な経費であれば、その費目に合わせて事業報告書への記載が必要です。</p>
7	<p>大きな様式改正内容について、現段階(12月)での施行は監理団体職員の負担が多すぎる。監理団体に十分に周知がされていない状況で、強硬して省令様式改正を行うことによりかなりの無理があり、来年度初頭を施行時期とすることを望む。</p>	<p>本件改正後、改正の内容に加え、各種用語の定義、様式に記載すべき費用の算出方法などを記載した作成要領を速やかに外国人技能実習機構のホームページにおいて公表するとともに、外国人技能実習機構にメールアドレスを登録いただいている監理団体に対しては、別途メール送信すること等を通じて周知の徹底に努めてまいります。</p>

8	<p>3月末時点の「通年12ヶ月平均」を出す方式だと、監理費・支出等の計算を実習生個人単位で把握し続けないと計算が困難である。現場の管理業務に時間を割きたいところ、さらに業務に支障が出る。</p>	<p>改正後の事業報告書において、「技能実習生1名当たりの監理費の額」については、「徴収額の内訳」を「徴収した技能実習生数」や報告対象となる技能実習年度内の「在籍月」を除いて算出することとしています。</p> <p>また、本改正で新たに追加した別紙様式については、御負担軽減等の観点から、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表するエクセルファイル形式の事業報告書を使用し、作成が義務付けられている「監理費管理簿」を御参照の上、各費用等を入力いただければ、「技能実習生1名当たりの監理費の額」等の一部の項目については自動で入力されるようにすることを想定しております。</p>
9	<p>①技能実習1号入国時には受入れ費用が多くなることから、技能実習2号までの期間を含めた3年間の監理費で技能実習1号時の費用を精算するように監理費を設定しているところ、支出を記入する表には技能実習2号時に講習費用を記入することができなくなっているため、技能実習の段階ごとの徴収額と支出額を正しく記入することができないのではないか。</p> <p>②技能実習2・3号時の訪問指導は義務ではないが、毎月の企業訪問を監理事業として常に行うことにしている。この場合、技能実習2・3号時の訪問指導の支出欄には記入できないようになっているため、その費用を記入することができないのではないか。</p>	<p>①第1号～3号技能実習の実習監理に係る監理費の徴収、支出を区分して確認することは、監理事業の実態を把握する上で重要であると考えますが、御指摘のように記載が困難となるケースも想定されるため、本改正において、改正事項としないこととしました。</p> <p>②第2号技能実習及び第3号技能実習について、実習実施者に対し、定期的な訪問指導を実施している場合、当該訪問指導に要した費用については、「IV監査指導費」のうちの「その他の監査指導に要する費用」に計上していただくことを想定しております。</p>
10	<p>①技能実習生からの相談・支援費用はどうやって算出すれば良いのか。</p> <p>②それぞれの監理団体が独自の解釈とルールで報告することにならないように、せつかく制度見直しをするのなら、解釈がバラバラにならないような、誰が見ても分かりやすい報告様式にしてほしい。</p>	<p>①「技能実習生からの相談・支援費用」については、当該業務に要する人件費などが該当しますが、1名の職員が複数の業務を兼任している場合、その方が従事する業務の割合に応じて、各費用ごとの人件費を算出いただくことを考えております。また、「技能実習生からの相談・支援費用」については、必ずしも定期的に発生する費用でなく、監理団体の作業負担軽減に係る御意見を複数いただいたことも踏まえ、費目として追加しないこととしましたので、当該項目に係る費用については、「Vその他諸経費」の「上記以外の費用」に算入していただくことを想定しています。</p> <p>②外国人技能実習機構のホームページにおいて各種用語の定義や算出方法などを記載した作成要領を作成し公表することにより、可能な限り混乱が生じないよう努めてまいります。</p>
11	<p>「技能実習生の任意保険料」という名目があるが、なぜ別段にされたのか。</p> <p>任意保険料とは具体的に何を指しているのか。もし、技能実習保険を指しているのであれば、今後技能実習保険が義務化されるということか。</p>	<p>「技能実習生の任意保険料」については、社会保険等以外の任意保険に加入した場合の保険料等を想定しています。当該費用については、令和3年9月に外国人技能実習機構において実施した「監理団体が実習実施者から徴収する監理費等の費用に係るアンケート調査」の結果を踏まえ、一定の徴収実態があると考えられたため「その他諸経費」の中に費目として追加したのですが、必ずしも定期的に発生する費用でなく、監理団体の作業負担軽減に係る御意見を複数いただいたことも踏まえ「技能実習生の任意保険料」については、費目として追加しないこととしましたので、当該項目に係る費用については、「Vその他諸経費」の「上記以外の費用」に算入していただくことを想定しております。なお、当該記載は今後の当該保険への加入義務付けを想定したものではありません。</p>

12	<p>今般の事業報告書の改正は、監理費の徴収額、支出額を、技能実習1号・2号・3号の在留資格ごと、また、定期費用か不定期費用かを詳細に記載させるものであり、日々、監理費を適正に取り扱っている監理団体であっても、改正後の事業報告書に記載することは困難である。</p> <p>その理由として、実習監理業務に携わる監理団体役職員の人件費、事務所費等の算出がある。監理団体役職員の人件費等は、実習監理業務、その他業務で、時間単位、日単位で明確に区分できないため、会計処理としては、一般管理費で人件費等を支出し、各監理団体の事業年度末に、従事した時間等により算出した割合で費用配賦をし、監理費のうちの職業紹介費、講習費、監査指導費、その他諸経費に振り分けている実態がある。その費用配賦して算出した監理費を、更に技能実習1号、2号、3号と、加えて定期・不定期で区分するという今般の改正案は監理団体の業務を過大にするとともに、算出・記載困難な様式を提示しているに過ぎない。また、費用配賦により算出した監理費を、単純に、技能実習生の人数の割合により1号、2号、3号の監理費を算出したところで、技能実習1号の監理費負担を技能実習2号・3号より多く設定している監理団体の実態と乖離が生じる。</p> <p>現行の事業報告書、監理費管理簿においても、訪問指導・監査を1日のうちに、複数の実習実施者に実施する際に、ガソリン代等交通費や人件費等、明確に区分できないことについて、主務省庁、外国人技能実習機構から明確な処理の方法、記載の方法等の指導を受けられないでいる現状において、更なる詳細な監理費の記載をさせることは本末転倒である。</p>	<p>第1号～3号技能実習の実習監理に係る監理費の徴収、支出を区分して確認することは、監理事業の実態を把握する上で重要であると考えますが、御指摘のように記載が困難となるケースも想定されるため、本改正において、改正事項としないこととしました。</p> <p>また、本改正で新たに追加した別紙様式については、御負担軽減等の観点から、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表するエクセルファイル形式の事業報告書様式を使用し、作成が義務付けられている「監理費管理簿」を御参照の上、各費用等を入力いただければ、「技能実習生1名当たりの監理費の額」等の一部の項目については自動で入力されるようにすることを想定しております。</p>
13	<p>1号2号3号と分けきれない項目が多数あり、記載するとすれば最終的な数字(年計)を単純に案分するしかないが、そのような数字の出し方で記載する意味があるのか疑問である。</p>	<p>第1号～3号技能実習の実習監理に係る監理費の徴収、支出を区分して確認することは、監理事業の実態を把握する上で重要であると考えますが、御指摘のように記載が困難となるケースも想定されるため、本改正において、改正事項としないこととしました。</p>
14	<p>技能実習生の任意保険料や技能検定等の受検に要する費用等について、実習実施者への立替金処理の部分で、決算報告書の損益計算書に計上されない場合もあるかと思われるところ、損益計算書上の技能実習事業収入+立替金の合計金額を徴収額総計、支出額合計に記載する形となるのか。</p> <p>そうであれば、その部分の説明等を含め、記載の仕方を詳細に提示していただきたいです。特に損益計算書及び貸借対照表等との整合性について解説いただきたい。</p>	<p>規則第1条第11号で規定する技能実習年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるもの）と法人の決算期が相違する場合も当然にあり得るものであり、事業報告書に記載いただく監理費の徴収・支出の実績と決算書類上の金額が直接的に一致するものではないと考えておりますので、事業報告書の作成に当たって、まずは、日々作成いただいております監理費管理簿を参照いただくことを想定しております。</p> <p>また、法人の決算書類と事業報告書の関係については、作成要領に盛り込み公表することにより可能な限り混乱が生じないよう努めてまいります。</p> <p>なお、「技能実習生の任意保険料」及び「技能検定等の受検に要する費用」については、必ずしも定期的発生する費用でなく、監理団体の作業負担軽減に係る御意見を複数いただいたことも踏まえ、費目として追加しないこととしましたので、当該項目に係る費用については、「Vその他諸経費」の「上記以外の費用」に算入していただくことを想定しております。</p>
15	<p>監理費管理簿等の帳簿の必要性が無いのではないか。毎年決算書を提出しており、法律のとおりとはいえ4種目に小分けする必要性はどこにあるのか。このような改正は直ぐに止めていただくとともに、監理費管理簿については廃止してもらいたい。</p>	<p>技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を一層図るためには、監理事業の実態を把握する必要があります。しかしながら、現行の事業報告書の様式からは、監理費の具体的な費用の内訳などその詳細について、把握することが困難であった点を踏まえ改正するものとなります。</p> <p>監理費管理簿については、法第28条第2項に基づき監理費を適正に徴収いただくため、法第41条に基づく帳簿として作成、備付けをする必要はありと考えております。</p>